

川口の農業だより

平成30年12月 No.89



農地の取得における下限面積「別段の面積」を設定しました

詳細は、次のページをご覧ください。

特産農産物高付加価値化・ブランド化に向けた取り組みについて

川口市農政審議会では、都市農業を取り巻く現下の厳しい環境を踏まえ、市内農業者によって生産された農産物の認知度を向上させ、農業収益の増加に加え、意欲的な生産による営農の継続、更には担い手の育成につなげ、“50年後も「農が誇れるまち川口」”の実現に資するため、農業ブランドに係る取り組みの調査、審議等を平成29年度から継続的に行ってています。



現在は、本市独自のブランド制度構築に向け、効果的で効率的、かつ円滑に進めるための組織のあり方や具体的手法等の提案について取りまとめています。

今後のブランド制度設計にあたっては、農業者の皆さんにもご参画・ご意見等をお寄せいただきたいと存じますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成30年度担い手農業者等意見交換会を開催しました

今後の本市農業の維持・発展を目的として取り組んでいる特産農産物高付加価値化・ブランド化の確立に向けて、平成30年8月30日に担い手農業者等意見交換会を開催しました。

「特産農産物高付加価値化の確立に向けた取り組みの必要性について～50年後も「農が誇れるまち川口」を目指して～」をテーマに川口市農業委員会委員、川口市農政審議会委員、認定農業者の皆さんにご参加いただき、ブランド化の確立に向けた課題や消費者への有効なPR方法などについて活発な意見が交わされました。



2019年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

2019年10月1日から消費税の税率が10%に引き上げられることに伴い、飲食料品と新聞に対する軽減税率(8%)が実施されます。これには、免税事業者も対応が必要となる場合がありますので、軽減税率制度の実施に向けて計画的な準備が必要となります。

軽減税率制度に関するお問い合わせは、次のコールセンターまたは最寄りの税務署にご相談ください。

軽減税率(8%適用)対象となる品目比較

軽減税率(8%)	標準税率(10%)
・米・野菜	・栽培用の種子
・果物	・苗木
・花(食用)	・花(観賞用)
・農家レストランの弁当の「持ち帰り販売」	・農家レストラン内の飲食(外食)
・いちご狩りで採ったいちごを土産用に販売	・いちご狩りの入園料

消費税軽減税率電話相談センター

電話 0570-030-456

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)